

# 変わる車、変わるメンテナンス、最新動向を学ぼう！



2024年4月から特定整備を行うための電子制御装置整備認証の運用がスタート

2024年4月1日より従来の分解整備は特定整備となりました。と言っても、「それ何？」、「そんなの関係ねーよ」と思うSSさんが多いかもしれません。でもこれからの時代、ガソリンの販売だけでは、生き残りが厳しくなると思われます。そこでこれからのカーサービスに必要不可欠となる「特定整備制度」の情報を、分かりやすく解説してみましょ



## 何故特定整備が導入されたの？



### 電子制御装置搭載車の増加

- 1 ハイブリッド車の増加ー 2023年3月末にはハイブリッド車の保有台数が約1176万台となり、乗用車の6台に1台がハイブリッド車の時代になった
- 2 最近販売される新型車は、全てがエンジンやトランスミッション、ブレーキなどに電子制御装置(E C U)搭載されている。

### これらの車両の整備には特別な装置・知識が必要

- 2020年4月に「自動車特定整備制度」が施行。  
ただし4年間の猶予期間が設定され、その間に試行錯誤を実施し、  
2024年4月より本格運用がスタートした

## 車の安全と未来のために はじまる! OBD検査

プレ運用  
令和5年10月～

OBD検査開始  
令和6年10月～

※輸入車は令和7年10月～

### ? OBD検査プレ運用とは

- ☑ OBD検査開始前の練習期間です。
- ☑ 検査の合否には影響しません。



## 自動車特定整備制度で何が変わったの？



### OBD点検が加わる

点検項目として「車載式故障診断装置(=OBD:On-Board Diagnostics)の診断の結果(OBD点検)」が加わった。OBDとはエンジンやトランスミッション、ブレーキなどの電子制御装置(ECU)内部に搭載された故障診断機能のことで、これらの情報を基に点検整備を行うこととなった。

ちなみにこれらのデータを読み取るためのツールがスキャンツールなのだ。スキャンツールにはカーメーカーが自社の車両整備のみに作られた専用品と、ツールメーカーが複数の車両に対応した汎用品がある。

対象装置の交換や整備・点検・改造をしたら調整(エーミング)が必要

エーミングには十分なスペースが必要で、さらに車種によって作業内容が異なるなど特別な情報・知識が必要となる。

## 1 特定整備の対象となる装置

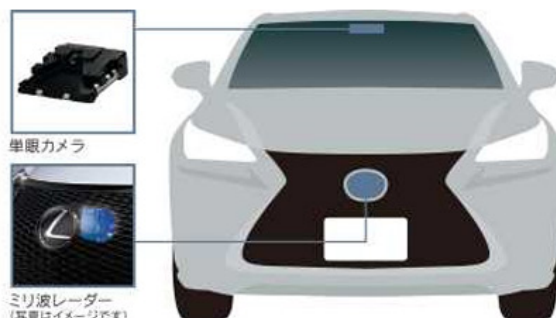
衝突被害軽減制動制御装置（いわゆる自動ブレーキ）及び自動命令型操舵機能（いわゆるレーンキープアシスト）に用いられる、前方をセンシングするための単眼・複眼のカメラ、ミリ波レーダー及び赤外線レーザー等の取り外し又は機能調整等（ECU の機能調整を含む）により行う自動車の整備又は改造

複眼カメラ



(スバルHPより)

カメラ・ミリ波レーダー複合型



単眼カメラ

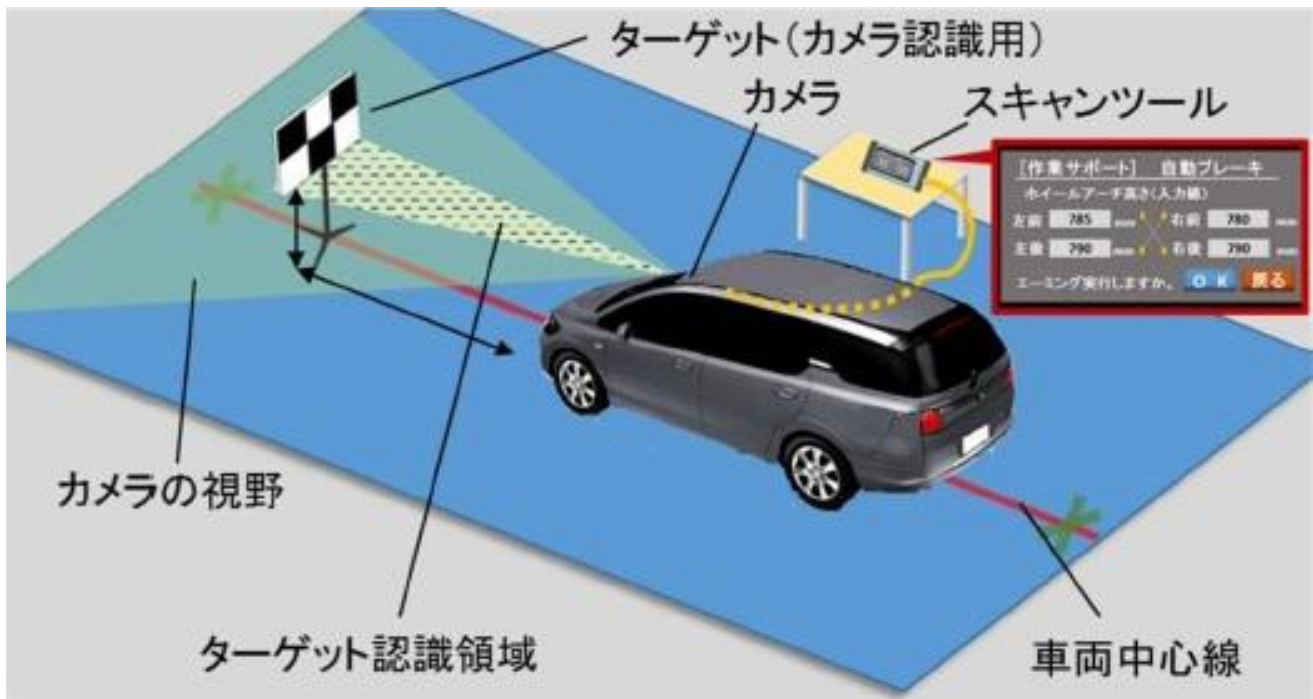
ミリ波レーダー  
(写真はイメージです)

(レクサスHPより)

## 2 特定整備の対象となる作業

①に用いられる単眼・複眼のカメラ、ミリ波レーダー及び赤外線レーザー等の取り付けられている車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスを脱着する行為（その後の ECU の機能調整が必要となるもの）





#### ■検査専用スキャンツールと整備用スキャンツール

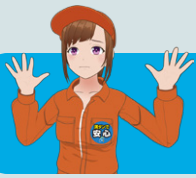
##### OBD 検査専用スキャンツール【特定 DTC に該当するかを確認し、良否判定を実施】



##### 整備用スキャンツール

【故障コードの読み取り・消去、作業サポートなど、整備機能のある従来のスキャンツール】





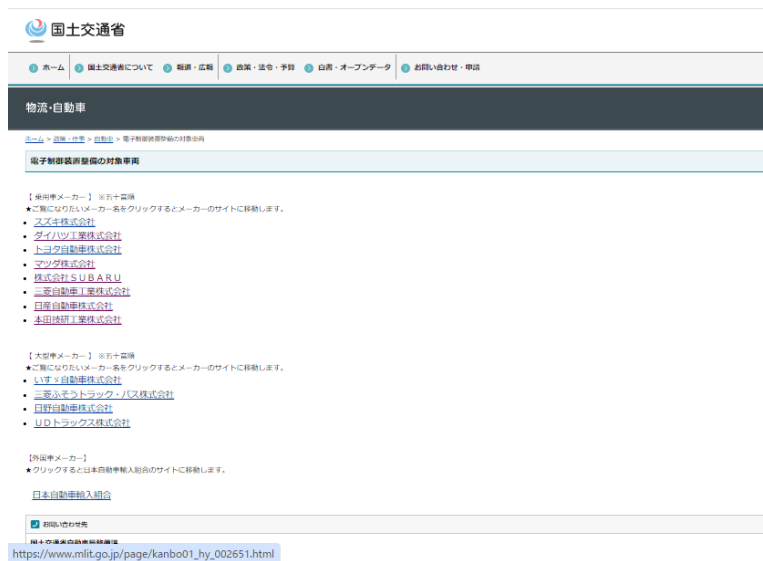
# 自動車特定整備制度の運用はSSにとって何が必要か？



## 1 情報収集

毎日多くのクルマが入庫してくるSSにとって、どの車種が特定整備の対象車が見極めることが重要となる。そのための資料としては下記の国土交通省のデータがある。

([https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr9\\_Target\\_vehicle.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_Target_vehicle.html))



## 各自動車メーカー ASV 名称

メーカー	主なシステム名
トヨタ	セーフティセンス
日産	ニッサン インテリジェント モビリティ
ホンダ	ホンダ センシング
スバル	アイサイト
ダイハツ	スマートアシスト
三菱	e-Assist
マツダ	i-ACTIVSENSE
スズキ	スズキ セーフティ サポート

## 2 車検・整備を行っているSSは・・・

電子制御装置整備の認証が必要となる。これがないと保安基準適合証が発行できないため車検はできなくなる。整備や改造でもエーミングが必要となるため、認証の取得は必須となる。ちなみにSSでは年間30件程度が認証工場を取得しており、これらは電子制御装置整備の認証に対応したものと思われる。

## 3 車検を行っていないSSは・・・

- 積極的な情報収集が重要：入庫車両についての情報をきちんと把握することが必要となる。「このクルマには何がついているのか」を知ることが第一歩。それらのシステムにはどのスキャンツールが必要なのかを的確に把握しユーザーに説明する知識が求められる。
- 何ができるかを判断：自社の技術・機器で何ができるのか、できないのかを判断しユーザーに伝える。今後の展開を考え、必要な整備機器を導入することも検討課題だ。
- ネットワークの構築：すべての機器を揃えることは大変なので、自社の事業場でできることと、できないことを判断し、すみやかに外注先を選定できるような体制をつくる。

## 4 特定整備はすでに始まっています

対象となる車両のバンパー・ECU・カメラの取外しなど、未認証のまま実施していませんか?!

電子制御装置の認証が無い場合は「未認証行為」と見なされてしまう可能性があり、罰則も適応されます。

※認証工場の方もご注意ください！

(<https://www.mlit.go.jp/common/001410946.pdf>)